

○総務省訓令第14号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

総務大臣 林 芳正

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 [第1～第20 略] 第21 実験試験局 実験試験局（船舶用レーダー、空港監視レーダー（ASR）、航空路監視レーダー（ARSR）、二次監視レーダー（SSR）装置を使用する実験試験局、及び固定衛星業務を行う電気通信業務用人工衛星局、又は地球局と同一の周波数の電波を使用する実験試験局を除く。）の審査は、次の基準により行う。</p> <p>[1～3 略]</p> <p>4 電波の型式、周波数、占有周波数帯幅の許容値及び空中線電力は、別表1（第9号の3を除く。）に定める範囲内のものであること。</p> <p>[(1)～(4) 略]</p> <p>(5) 特定実験試験局の申請に係る登録検査等事業者における無線設備の点検による確認について、免許規則第5条第4項の規定に定める総務大臣が適当と認める測定器その他の設備（法第24条の2第4項第2号に定める較正又は校正を受けていない測定器その他の設備であって、次に定める条件等に適合するものに限る。）を使用して無線設備の点検による確認を行った場合には、当該測定器その他の設備について、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下第21において「機構」という。）又は測定器製造業者から測定器その他の設備の構成及び測定値に対する補正值（機構に常置する標準器（較正の基準となる機器をいう。以下第21において同じ。）又は基準器（標準器の対象周波数を超える周波数範囲を測定するための基準となる機器をいう。以下第21において同じ。）に基づく補正值をいう。以下第21において同じ。）の確認を受け、補正值を用いて無線設備の点検による確認を行ったことが分かる書類を提出すること。</p> <p>[ア・イ 略]</p> <p>ウ 測定器その他の設備の条件 測定器その他の設備による測定値に対する標準器又は基準器に基づく補正值について、次に掲げる補正值の確認を受けたもの（当該補正值の確認を受けた日の属する月の翌月の1日から起算して<u>2年</u>以内のものに限る。）であること。</p> <p>[(7) 略]</p> <p>(4) 測定器製造業者から当該測定器製造業者が常置する確認器（標準器による較正又は基準器に基づく補正值の確認を受けた機器（当該補正值の確認を受けた日の属する月の翌月の1日から起算して<u>2年</u>以内のものに限る。）であって、補正確認を行うものをいう。）を使用して標準器又は基準器に基づく補正值の確認を受けたもの</p> <p>[(6) 略] [5 略] [第22～第26 略]</p>	<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 [第1～第20 同左] 第21 [同左] [同左]</p> <p>[1～3 同左] 4 [同左]</p> <p>[(1)～(4) 同左] (5) [同左]</p> <p>[ア・イ 同左] ウ [同左] 測定器その他の設備による測定値に対する標準器又は基準器に基づく補正值について、次に掲げる補正值の確認を受けたもの（当該補正值の確認を受けた日の属する月の翌月の1日から起算して<u>1年</u>以内のものに限る。）であること。</p> <p>[(7) 同左] (4) 測定器製造業者から当該測定器製造業者が常置する確認器（標準器による較正又は基準器に基づく補正值の確認を受けた機器（当該補正值の確認を受けた日の属する月の翌月の1日から起算して<u>1年</u>以内のものに限る。）であって、補正確認を行うものをいう。）を使用して標準器又は基準器に基づく補正值の確認を受けたもの</p> <p>[(6) 同左] [5 同左] [第22～第26 同左]</p>

附 則

この訓令は、令和8年3月31日から施行する。